法第２条第１項の分割(以下「会社分割	同条第２項の会社（以下「分割会社	同条第１項の承継会社等（以下「承継会社等
第２の１の(1)	次に掲げる会社法（平成17年法律第86号）に規定する日のうち、株式会社にあっては、イ又はロのいずれか早い日と同じ日に、合同会社にあっては、ハと同じ日に行われることが望ましいこと。 イ　吸収分割契約等の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録をその本店に備え置く日 ロ　株主総会を招集する通知を発する日 ハ　債権者の全部又は一部が会社分割について異議を述べることができる場合に、当該分割会社が、会社法に掲げられた事項を官報に公告し、又は知れている債権者に催告する日	分割会社が
第２の２の(1)	会社法	医療法
第２の２の(3)のイ	会社の	医療法人の
第２の２の(3)のニ	商法等の一部を改正する法律	医療法等の一部を改正する法律
第２の２の(4)のイの(イ)	会社法	医療法
第２の２の(4)のイの(ロ)	会社は	医療法人は
第２の２の(4)のイの(ハ)	会社は	医療法人は
	会社制度	医療法人制度
第２の２の(4)のハの(イ)のａの(a)	会社法第２条第29号	医療法第60条
	会社（	医療法人（
	承継会社	承継医療法人
	医療法第60条の吸収分割又は同法第61条第１項の新設分割（以下「医療法人分割	
	同法第60条の２第１号の吸収分割医療法人又は同法第61条の２第３号の新設分割医療法人（以下「分割医療法人	
	同法第60条の吸収分割承継医療法人又は同法第61条の２第１号の新設分割設立医療法人（以下「承継医療法人等	
	分割医療法人が	
	分割医療法人が、医療法第60条の５の規定による公告をし、又は判明している債権者に各別に催告する日と同じ日に行われることが望ましいこと。	
	医療法	
	医療法人の	
	医療法第62条において読み替えて準用する商法等の一部を改正する法律	
	医療法	
	医療法人は	
	医療法人は	
	医療法人制度	
	医療法第60条	
	医療法人（	
	承継医療法人	

第２の２の(4)のハの(イ)のａの(b)	承継会社	承継医療法人
第２の２の(4)のハの(イ)のｂ	会社法第２条第30号	医療法第61条
	会社（	医療法人（
	設立会社	設立医療法人
	承継会社が	承継医療法人が
第２の２の(4)のハの(ロ)	承継会社が	承継医療法人が
第２の３の(1)のロの(イ)	会社法	医療法
	会社は	医療法人は
	会社に	医療法人に
	ついては承継会社	ついては承継医療法人
第２の３の(1)のロの(ハ)	会社法	医療法
第２の３の(2)	承継会社	承継医療法人
	会社に	医療法人に
第２の３の(3)のイ	工場事業場において	事業場において
第２の４の(1)のイ	会社の	医療法人の

○厚生労働省告示第三百十八号

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針を次のように定め、平成二十八年九月一日から適用する。ただし、この告示の適用の日前に事業譲渡に係る契約が締結された場合におけるその事業譲渡については、なお従前の例による。

平成二十八年八月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第１　趣旨

この指針は、会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号の会社その他事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。以下同じ。）が、事業譲渡又は同法第五編第二章及び第五章の規定による合併（吸収合併又は新設合併をいう。以下同じ。）を行うに当たり、事業譲渡における労働契約の承継に必要な労働者の承諾の実質性を担保し、併せて、労働者及び使用者との間での納得性を高めるなど等により、事業譲渡及び合併の円滑な実施及び労働者の保護に資するよう、会社等が留意すべき事項について定めたものである。

第２　事業譲渡に当たって留意すべき事項

１　労働者との手続等に関する事項

(1)　労働契約の承継に関する基本原則

事業譲渡における権利義務の承継の性質は、個別の債権者の同意を必要とするいわゆる特定承継であるため、事業譲渡を行う会社等（以下「譲渡会社等」という。）は、労働契約の承継を予定している労働者（以下「承継予定労働者」という。）と譲渡会社等との間で締結している労働契約を、当該事業を譲り受ける会社等（以下「譲受会社等」という。）に承継させる場合には、承継予定労働者から、個別の承諾（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百二十五条第一項の規定に基づく承諾をいう。以下同じ。）を得る必要があるもの。